

【中小企業向け】賃上げ促進税制とは？

適用期間・対象・要件など一挙解説

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず公式 HP をご確認ください。

企業の人材確保や従業員のモチベーション向上を図るうえで、賃上げは重要な要素のひとつです。こうした背景を受けて、政府は賃上げを行う事業者への支援策として「賃上げ促進税制」を打ち出しています。

そこでこの記事では、賃上げ促進税制の概要や適用期間、適用対象などを解説します。

賃上げ促進税制の概要

賃上げ促進税制は、政府が構造的な賃上げを後押しするために設けた制度で、従業員の給与を一定割合以上引き上げた企業に対して、法人税の税額控除を行います。

そのため、事業者にとっては、人件費負担の軽減や経営の安定に役立つ制度と言えるでしょう。本制度には、企業規模に応じて、以下 3 つの区分があります。

①全企業向け賃上げ促進税制・・・青色申告書を提出する全法人または個人事業主が対象

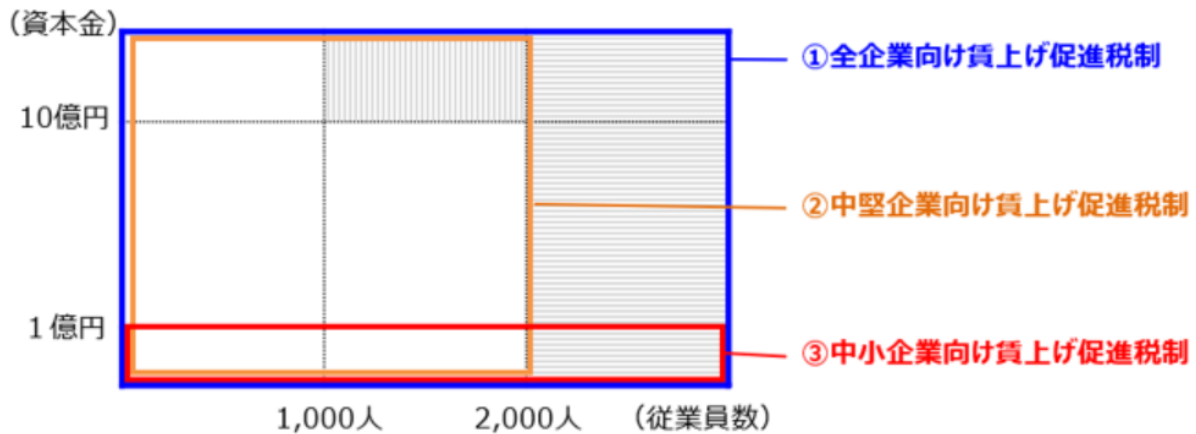
※中小企業も活用可能

②中堅企業向け賃上げ促進税制・・・青色申告書を提出する従業員数 2,000 人以下の法人または個人事業主が対象

※中小企業も活用可能

③中小企業向け賃上げ促進税制・・・青色申告書を提出する中小企業者等（資本金 1 億円以下の法人、農業組合等）または従業員数 1,000 人以下の個人事業主が対象

これら①から③を図示すると、下図のようになります。この記事では、特に③の中小企業向け賃上げ促進税制に焦点を当てて解説します。



出典：[経済産業省 賃上げ促進税制](#)

中小企業向け賃上げ促進税制は、要件を満たす中小企業者等または個人事業主が、前年度より給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

参照：[経済産業省 中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック](#)

掲載ページ：[中小企業庁 中小企業向け「賃上げ促進税制」](#)

適用期間

中小企業向け賃上げ促進税制の適用期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに開始する事業年度です。

この期間内に賃上げを実施し、要件を満たすことで税額控除の適用対象となります。

適用対象

中小企業向け賃上げ促進税制の適用対象は、青色申告書を提出している事業者のうち、以下のいずれかに該当する事業者です。

【対象となる法人】

- 資本金または出資金が 1 億円以下の法人
- 資本または出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人
- 協同組合等

【対象となる個人事業主】

- 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人事業主

参照：[中小企業庁 中小企業向け 賃上げ促進税制 よくあるご質問 Q&A](#)

掲載ページ：[中小企業庁 中小企業向け「賃上げ促進税制」](#)

適用要件・税額控除率

中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件・税額控除率は、以下のとおりです。

	適用要件	税額控除
【必須要件】	雇用者給与等支給額が前年度と比べて、 ① 1.5%以上増加していること 又は ② 2.5%以上増加していること	控除対象雇用者給与等支給増加額の ① 15% 又は ② 30% を法人税額又は所得税額から控除
【上乗せ要件①】	教育訓練費の額が前年度と比べて、 5%以上増加していること 適用事業年度の教育訓練費の額が 適用事業年度の雇用者給与等支給 額の0.05%以上であること	税額控除率を10%上乗せ
【上乗せ要件②】 (新設)	適用事業年度中にくるみん認定、くる みんプラス認定若しくはえるぼし認定 (2段階目以上)を取得したこと、又 は適用事業年度終了の時に於いて、プ ラチナくるみん認定、プラチナくるみ んプラス認定若しくはプラチナえるぼ し認定を取得していること	税額控除率を5%上乗せ

出典：[中小企業庁 中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック](#)

掲載ページ：[中小企業庁 中小企業向け「賃上げ促進税制」](#)

賃上げ要件（1）：雇用者給与等支給額 1.5%増加

中小企業向け賃上げ促進税制を活用するための必須要件のひとつは、雇用者給与等支給額が前年度比で 1.5%以上増加していることです。

雇用者給与等支給額とは、国内雇用者に対して支給した課税対象の給与・賞与・手当などの合計額を指します。要件を満たすかどうかは、以下の式で確認します。

適用要件 雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1.5%以上増加

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額（適用事業年度）} - \text{比較雇用者給与等支給額（前事業年度）}}{\text{比較雇用者給与等支給額（前事業年度）}} \geq 1.5\%$$

出典：[中小企業庁 中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック](#)

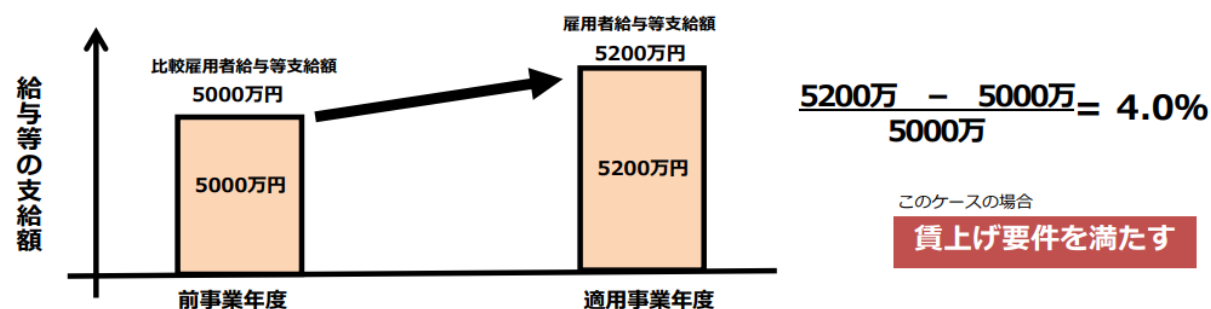
掲載ページ：[中小企業庁 中小企業向け「賃上げ促進税制」](#)

この計算結果が 1.5%以上である場合、控除対象雇用者給与等支給増加額の 15%の税額控除を受けられます。

例えば、適用事業年度の雇用者給与等支給額が 5,200 万円、前事業年度の比較雇用者給与等支給額は 5,000 万円であった場合、

$$(5,200 \text{ 万円} - 5,000 \text{ 万円}) \div 5,000 \text{ 万円} \times 100 = 4.0\%$$

となり、「雇用者給与等支給額 1.5%増加」の要件を満たすと判断します。



参照：[中小企業庁 中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック](#)

掲載ページ：[中小企業庁 中小企業向け「賃上げ促進税制」](#)

賃上げ要件（2）：雇用者給与等支給額 2.5%増加

中小企業向け賃上げ促進税制で、より高い控除率の適用を受けるためには、雇用者給与等支給額 2.5%以上の増加が必要です。

要件を満たすかどうかは、「賃上げ要件（１）」と同様、以下の式で確認します。

適用要件

雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて2.5%以上増加

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額（適用事業年度）} - \text{比較雇用者給与等支給額（前事業年度）}}{\text{比較雇用者給与等支給額（前事業年度）}} \geq 2.5\%$$

出典：[中小企業庁 中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック](#)

掲載ページ：[中小企業庁 中小企業向け「賃上げ促進税制」](#)

この計算結果が 2.5%以上であれば、控除対象雇用者給与等支給増加額の 30%の税額控除を受けることができます。

上乗せ要件（１）：教育訓練費増加要件

中小企業向け賃上げ促進税制では、基本の賃上げ要件を満たしたうえで、さらに一定の要件をクリアすることで税額控除率を上乗せできます。

そのひとつが「教育訓練費増加要件」です。教育訓練費増加要件の適用要件は、以下のとおりです。

適用要件

①教育訓練費の額が前事業年度と比べて5%以上増加していること

$$\frac{\text{教育訓練費の額（適用事業年度）} - \text{比較教育訓練費の額（前事業年度）}}{\text{比較教育訓練費の額（前事業年度）}} \geq 5\%$$

②教育訓練費の額が適用事業年度の雇用者給与等支給額の0.05%以上であること

$$\text{教育訓練費の額（適用事業年度）} \geq \text{雇用者給与等支給額（適用事業年度）} \times 0.05\%$$

出典：[中小企業庁 中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック](#)

掲載ページ：[中小企業庁 中小企業向け「賃上げ促進税制」](#)

- 子育てと仕事の両立支援に取り組む企業向けの認定制度
- 次世代育成支援対策推進法に基づき認定される

【えるぼし認定】

- 女性の採用・管理職への登用などを推進する企業向けの認定制度
- 女性活躍推進法に基づき認定される

いずれも令和4年4月1日以降の認定が必要です。また原則として、認定取得事業年度に限り、税額控除率の上乗せが適用されます。

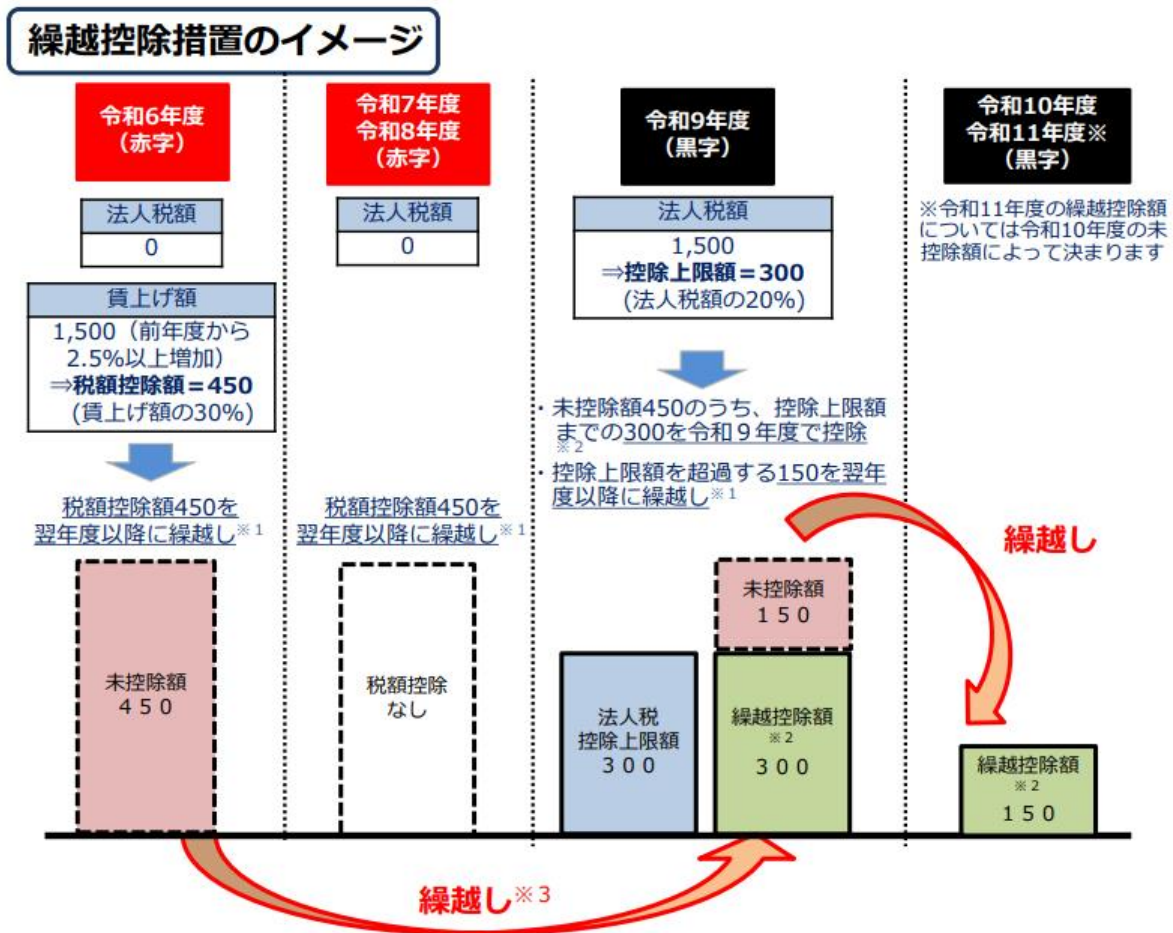
参考：[中小企業庁 中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック](#)

掲載ページ：[中小企業庁 中小企業向け「賃上げ促進税制」](#)

繰越控除措置について

令和6年度の税制改正により、繰越控除措置を新設しました。

これにより、賃上げ促進税制の要件を満たしていても、その年度の法人税額が少なく税額控除を使い切れなかった場合は控除しきれなかった金額を翌年度以降に5年間繰り越して使用できることとなります。



出典：[中小企業庁 中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック](#)

掲載ページ：[中小企業庁：中小企業向け「賃上げ促進税制」](#)

繰越税額控除を受けようとする事業年度においては、青色申告書を提出する必要がありますが、中小企業者等または青色申告書を提出する常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人事業主に該当しない場合でも繰越控除措置の適用が可能です。

なお、繰越控除措置を適用する場合は、繰越税額控除限度超過額の明細書をはじめ書類の提出が必要です。ご注意ください。

賃上げ促進税制の適用申請方法

中小企業向け賃上げ促進税制を活用する際、税務申告より前に特段の手続を行う必要はありません。

本税制の適用を受けるためには、法人税（または個人事業主の場合は所得税）の確定申告時に、必要書類を添付してください。

必要書類の例として、雇用者給与等支給増加額や控除を受ける金額、その金額の計算に関する明細書などがあります。

参考：[中小企業庁 中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック](#)

掲載ページ：[中小企業庁 中小企業向け「賃上げ促進税制」](#)

まとめ

この記事では、賃上げ促進税制の概要や適用期間、適用対象などを解説しました。

中小企業向け賃上げ促進税制は、賃上げを行う企業に対して最大 45%の税額控除が適用される強力な支援策です。

確定申告時に必要書類を添付するのみで、申請のハードルはそれほど高くありません。制度の詳細を確認したうえで、自社の賃上げ計画と照らし合わせ、早めに準備を進めましょう。

令和 7 年 6 月 20 日 作成：株式会社 Stayway